

令和 7 年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について（案）

1 協議会の活動について

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善点について意見の交換等を行う。

2 令和 7 年度の活動計画について

(1) 年 3 回の協議会開催（開催予定月）

交流・協議による進行管理

第 1 回協議会（6 月）〔年度当初進行管理〕

〔宇治市の小中一貫教育今後の展望（案）について〕

第 2 回協議会（10 月）〔宇治市の小中一貫教育今後の展望（案）について（2 回目）〕

第 3 回協議会（3 月）〔年度末進行管理〕

※ 令和 7 年度は、12 年間の小中一貫教育の検証を踏まえた今後の展望についての報告を行うので、年 3 回の協議会開催とする。

※ 本協議会は必要に応じて会長が招集する。（本協議会設置要項第 6 条）

(2) 中学校ブロックの特色ある取組の視察

学校現場の取組視察による進行管理

中学校ブロックの取組を視察し、その後現地にて交流・協議を行う。

・視察受け入れ可能な取組を委員が選択し参加する。（2 学期の予定）

・学校と小中一貫教育推進協議会委員の交流・協議の場をもつ。
（管理職や小中一貫教育コーディネーター等に対応を依頼する。）

※ 事前に、中学校ブロックの特色ある取組（合同研修会・合同発表会等、小・中学校や地域が合同で行う取組）ならびに各小・中学校が実施する授業参観やオープンスクールなどの情報提供を行い、協議会委員参観の依頼を行う。

(3) プロジェクトチームの設置

必要事項の調査・研究

協議会の場でさらに深く調査、研究等を必要とする事項が生じた場合は、プロジェクトチームを設置する。

